

訪問介護, 訪問看護(訪問看護ステーション)及び 福祉用具貸与(販売)事業所の開設者の皆様へ

居宅系サービスのうち、**訪問介護, 訪問看護及び福祉用具貸与(販売)事業所**(以下「**訪問介護等事業所**」**という**)については、人員基準上、必要とされる訪問介護員等の員数が常勤換算方法により定められているところです。

また、各事業所においては、当該事業所の従業者の管理や業務の実施状況の把握等を一元的に行うため、常勤の管理者を置くこととなっております。

なお、管理者は、各事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされております。ただし、**訪問介護等事業所については、管理者が訪問介護員等を兼務する場合において、訪問時の管理業務が適正に行われているかを判断する必要があります。**

そのため、管理者が訪問介護員等を兼務し、その兼務に係る勤務時間を人員基準上の員数に算入することにより、常勤換算上必要とされる人員を充足しているような場合については、管理者としての職務が適正に遂行されているかどうかについて確認させていただくこととしました。

そこで、**上記内容に該当する事業所については、参考様式13「管理者の兼務に支障がない旨の申告書」の提出をお願いいたします。**

具体的事例としては、以下のような場合が該当します。

【事 例】

○ 訪問介護事業所

・常勤の訪問介護員が3名の事業所で、常勤専従の訪問介護員が2名の他、管理者が訪問介護員を常勤換算で0.5兼務する場合。(これにより人員基準上必要な訪問介護の員数2.5以上を確保)

○ 訪問看護事業所(訪問看護ステーション)

・常勤の看護職員が3名の事業所で、常勤専従の看護職員が2名の他、管理者が看護職員を常勤換算で0.5兼務する場合。(これにより人員基準上必要な看護職員の員数2.5以上を確保)

○ 福祉用具貸与事業所

・常勤職員2名と非常勤職員1名の事業所で、常勤職員1名と非常勤職員1名により福祉用具専門相談員の員数1.5(常勤換算方法)を充足し、加えて管理者が福祉用具専門相談員を常勤換算で0.5兼務する場合。(これにより人員基準上必要な福祉用具専門相談員の員数2.0以上を確保)